

小樽商科大学研究報告編集委員会規程

(昭和56年5月13日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学研究報告を編集するため、本学に研究報告編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究報告の刊行計画に関する事項
- (2) 研究報告の編集に関する事項
- (3) 研究報告の予算に関する事項
- (4) その他研究報告の編集に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員7名をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。

- 2 前条の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年5月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第2条の規定により選出された委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月18日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第3条の規定により選出された委員の任期については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。